

## 7 個人情報保護法

### 事例 01：承諾のない個人情報の提供

A病院に交通事故で受診していたが、損害保険会社に自分の承諾もないまま持病の情報が渡っていた。そのため、持病がばれ、示談することとなった。これは、医療機関が自分に不利益な情報を流したために起こったことであり、個人情報保護に違反しているのではないか。

キーワード：個人情報保護法、自賠責（損害保険）、診療報酬明細書(レセプト)、情報漏洩、法令違反

#### 【医療安全相談センターでの対応】

相談者には、個人情報に係る制度の概要、病院及び九州厚生局長崎事務所に確認した内容並びにA病院の個人情報管理について管轄の保健所から指導する旨を伝え、情報の流出による損害については保険会社・病院との3者で相談し解決するよう促した。

なお、本人の了解を得て、当該病院に事実確認を行った結果、病院は「損害保険会社から相談者本人の同意書を添えて依頼があったため、保存しているレセプトの控えのコピーを損害保険会社に渡した」とのこと。しかし、同病院のレセプトシステムには、レセプトの内容に自賠責分と生活保護分（相談者は生活保護受給者であった）が混在しており、結果として、患者が同意していない生活保護分の病名も当該損保会社に伝わってしまっていた。

（問題点の整理）

- ・ 個人情報保護法並びに「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（P51）では、「保護損害保険会社等の第三者は、患者本人の「同意書」を個人情報管理事業者（医療機関）に提出した場合であっても、事業者（医療機関）は当該同意書の内容について、患者本人の意思を必ず確認すること」とされている。【注1】
- ・ レセプト（診療報酬明細書）は医療機関で控えを保管しているものの、その原本は保険者が保存・管理するもの。よって、その開示請求は病院にはなく、保険者へすべきもの。また、保険者の許可なくレセプトの控えを第三者に渡したことが問題と言える。

#### 【コメント】

##### センターの対応に対して

現時点で可能と考えられる対応は取られている。また、保健所からの指導につなげた点も望ましい対応と言える。

また、実際の情報流出に係る損害については、センターに仲裁機能はないことから、損害保険会社・病院と相談者の個別相談を促すと共に、必要に応じて弁護士等への相談を案内すると良い。

## 医療機関の対応に対して

医療機関では、後掲の関係法規を遵守する必要がある。また、診療情報の提供については、平成15年9月12日付医政発0912001号厚生労働省医政局長通知「診療情報の提供等に関する指針の策定について」により、診療記録の開示手続きを定めた“診療情報の提供に関する規定”を整備すること等が求められている。

## その他（保健所対応）

保健所では、上記関係法規の遵守指導にあたり、関連規定の作成や医療安全委員会での改善策検討、周知徹底のための研修会開催等を指導すること。なお、これらの取り組み状況は年に1回の病院立入検査や3～5年に1回実施している診療所調査で経過を確認すること。

### 【 注1】

#### 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に関するQ&A（事例集） 厚生労働省策定〔一部抜粋〕

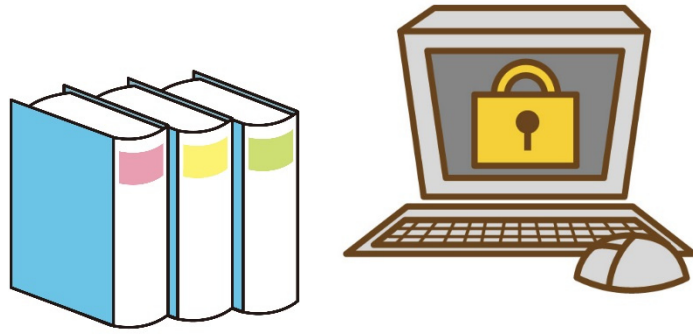
Q5・6 民間保険会社等から医療機関に対して、患者の治療結果等に関する照会があった際、民間保険会社等が患者本人から取得した「同意書」を提示した場合は、回答に当たり、本人の同意が得られていると判断して良いのでしょうか。

A5・6 個人データの第三者提供に当たっては、個人データを保有し、第三者提供を行う個人情報取扱事業者である医療機関が、本人の同意を得る必要があります。このため、民間保険会社から照会があった際に、本人の「同意書」を提出した場合であっても、医療機関は、当該同意書の内容について本人の意思を確認する必要があります。なお、開示の求めを行い得る代理人として、当該患者の保有個人データの開示の求めがあった場合の取扱いについては、本ガイドライン記載の『本人の意思の確認に関する記載』を参照してください。

#### ガイドライン『本人の意思の確認に関する記載』

代理人等、開示の求めを行い得る者から開示の求めがあった場合、原則として患者・利用者本人に対し保有個人データの開示を行う旨の説明を行った後、開示の求めを行った者に対して開示を行うものとする。

代理人等からの求めがあった場合で、本人による具体的意思を把握できない包括的な委任に基づく請求、開示等の請求が行われる相当以前に行われた委任に基づく請求が行われた場合には、本人への説明に際し、開示の求めを行った者及び開示する保有個人データの内容について十分説明し、本人の意思を確認するとともに代理人の求めの適正性、開示の範囲等について本人の意思を踏まえた対応を行うものとする。



【 注2】

## 診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領について

平成17年3月31日 庁保険発第0331002号 健康保険組合理事長宛 厚生労働省保険局長通知

- 1 被保険者及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）から保険者に対し、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、訪問看護療養費請求書（以下「診療報酬明細書等」という。）の開示（診療報酬明細書等の写しの交付を含む。以下同じ。）の求めがあった場合にあつては、以下のとおり確認した上で、当該診療報酬明細書等を開示すること。

診療報酬明細書等の開示を求める者と当該診療報酬明細書等に記載されている者とが同一であることを確認すること。

保険医療機関、特定承認保険医療機関及び指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に対して、当該診療報酬明細書等を開示することによって、個人情報の保護に関する法律第25条第1項第1号に規定する「本人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれ」がないかどうか確認すること。その際、保険医療機関等においては、主治医の判断を求めるものとする。

調剤報酬明細書に係る の確認については、当該調剤報酬明細書に記載された保険医療機関等に対し行われるものであること。なお、 の確認を取った上、当該調剤報酬明細書を開示する場合には、被保険者等の同意を得た上で、当該調剤報酬明細書を発行した保険薬局に対しその旨通知を行うこと。

- 2 被保険者等が未成年者若しくは成年被後見人である場合の法定代理人又は被保険者等の委任を受けた代理人から被保険者等本人に代わって当該被保険者等に係る診療報酬明細書等の開示の求めがあった場合についても、1の取扱いに準ずること。

- 3 被保険者等であった者の遺族から診療報酬明細書等の開示の求めがあった場合については、被保険者等本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重しつつ、以下の点に留意した上で、開示して差し支えないこと。報酬明細書等を開示すること。

診療報酬明細書等が医師の個人情報となる場合があること。  
遺族が診療報酬明細書等の開示を求めているという情報は個人情報に該当すること。

## 事例 02：診察時のプライバシー保護

数年前からA眼科に通っているが、診察室に5人も10人も他の患者を待たせ、衝立もない。他の患者に自分の症状を知られてしまうし、相談したくても他人の耳があるので相談しにくい。他の患者も同様の意見を持っている人が多い。個人情報保護法が施行されたが、どうにかならないのか。

キーワード：プライバシー、個人情報保護法

### 【医療安全相談センターでの対応】

個人情報保護法は「識別される個人の数の合計が過去6ヶ月間以内の何れの日においても5千件を超えない事業者は除く」とされているため、今回の相談施設がその対象となるか今回の内容だけでは判断つきかねること、ただし、厚生労働省が上記法の趣旨に鑑み、利用者保護の観点から「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を示しているため、これに違反していないか、所轄の保健所に情報提供し医療監視等の中で対応する旨を説明した。

### 【コメント】

#### センターの対応に対して

関係法を説明した上で、医療監視等での対応を伝えた対応は適切と言える。しかしながら、個人情報保護法及び上記ガイドラインは、個人情報の適正な取扱いのルールを定めるもので、プライバシーを含む個人の権利利益の侵害を防止するものではない。したがって、プライバシーの保護は憲法13条【注】で保障された権利として、何れの医療機関であっても、尊重すべき重要事項の一つであり、県や保健所が「良質かつ適切な医療」が提供されるよう、対応していく旨を説明することが必要である。

なお、プライバシーが確保されずに実害が発生している場合は、民法上の損害賠償も可能な場合もあるので、弁護士への相談を勧める方法もある。

#### 医療機関の対応に対して

衝立の設置や診察室と患者待合場所と距離をとる等の対応を検討する。

#### その他（保健所対応）

プライバシーが保たれていない状態での診療は、広く患者の権利を侵害するため、相談者の承諾が得られる場合は、医療監視を待たずに医療機関に苦情として伝え、対応を検討してもらう必要がある。

#### 【注】

##### 憲法 第13条（個人の尊重と公共の福祉）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

##### 医療法 第1条の2（医療提供の理念）

医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、（中略）その内容は、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。

### 事例 03：承諾のない個人情報の提供とカルテ保存義務

先月、老人ホームの入居案内（手紙）が届いたが、かかりつけの歯科医院と連名になっていた。個人情報の流出ではないかと歯科医院に抗議したところ、「データを抹消する。カルテ等もすべて処分するのでもう来ないで欲しい」と言われた。自分が他院にかかることになっても、カルテ等は必要になるのでやめて欲しいと抗議したが、以前の記録は意味がないと言う。これは歯科医師法違反になるのではないか。

キーワード：個人情報保護法、診療録（カルテ）、情報漏洩、法令違反

#### 【医療安全相談センターでの対応】

個人情報の流出は、個人情報保護法違反であると共に、歯科医師自身が関わっていれば、刑法にも抵触し、さらにカルテの処分は歯科医師法のカルテ保存義務にも違反することを説明。

相談者は、自ら当該歯科医院に話に行くという意思表示であったため、相談は終了。

#### 【コメント】

##### センターの対応に対して

まずは、個人情報保護法が対象とする「識別される個人の数の合計が過去6ヶ月間以内の何れの日においても5千件」を超えているか否か、上記法・同ガイドラインで定められている「個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに本人に通知し、又は公表しなければならない」が診察時や院内掲示等により行われていたか確認すべきである。確認後、当該診療所が“個人情報の目的外使用”を行っていた場合は、関係法遵守のため、管轄保健所等による指導を伝える必要がある。

カルテの保存については、センター回答のとおり、歯科医師法第23条（病院に限っては医療法第21条も含む）の“カルテの保存義務”【注】に違反することから、個人情報と同様に事実であれば、管轄保健所等による指導を伝える必要がある。なお、相談者が強く希望する場合は、被害者として刑法134条の“秘密漏示の禁止”（P43）による警察への相談をする方法もある。

##### その他（保健所対応）

医療機関に事実を確認し、関係法の遵守を指導すべきである。また、犯罪性が明確で、指導に従わない場合は刑事訴訟法【注】の規定に基づき、告発を検討する。

#### 【注】

##### 歯科医師法 第23条第2項（診療録の記載及び保存）

前項の診療録であって、病院又は診療所に勤務する歯科医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その歯科医師において、5年間これを保存しなければならない。

##### 刑事訴訟法 第239条第2項（告発）

官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

## 事例 04：守秘義務違反に関するもの

かかりつけのA医院へ胸の痛みとしこりがある事で受診。乳がん疑いでB病院へ紹介され、B病院で乳がんと診断された。当初は癌が大きく手術はできないと説明を受け、抗がん剤治療を開始した。

後日、お礼と近況報告を兼ねてA医院を訪れ医師と話をしたところ、医師から「貴方（相談者）の乳がんはひどい。残された時間は無い。」というような事を言われ、その場で泣いてしまった。中学2年生の娘にも病状を早めに知らせた方が良くと勧められたが、多感な時期でもあり、機会を見計らっていた。

5ヵ月後、抗がん剤治療の効果があり、手術可能となったため、入院前に娘に乳がんである事を伝えたら、すでにA医師から話を聞いていたと言う。何故、母親の私（相談者）に一言の断りもなく、病気の事を勝手に娘に教えたのか。娘に病状を伝えた後、辛い思いをしたのではと思うと医師に対して腹が立つやら、悲しいやら。先生の顔は見たくもないし、話もしたくない。

また、A医院の受付には知人がいるのだが、その知人は共通の知人に私の病気について情報を漏らしていた。

キーワード：守秘義務、告知、個人情報保護法、診療情報、情報漏えい

### 【医療安全相談センターでの対応】

相談を傾聴し、医師に対してどう考え、どうしたいのか気持ちの整理を一緒に行った。

対応しているうちに、相談者に医師から説明を受けたいという気持ちが芽生え、「A医院へ連絡し説明を求める。また患者の個人情報についても漏らすことをやめて欲しいことを訴えてみる。」と気持ちが固まり、相談対応にお礼を言われ終話。

### 【コメント】

#### センターの対応に対して

医師からの説明を希望する方向に気持ちの整理の手伝いができたことは良かった。

守秘義務違反の事実があった場合には、相談者の了解を得たうえで、保健所等、関係機関による指導へつなげる等の対応も必要だった。

#### 医療機関の対応に対して

刑法第134条(P43)により医師には守秘義務違反が課せられており、正当な理由がないのに、業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。H15.9.12厚生労働省通知「診療情報の提供等に関する指針の策定について」【注】にも守秘義務について記載あり。

5,000名以上の個人情報を抱える場合、個人情報を本人の承諾を得ずに第三者に提供することは、個人情報保護法第23条の違反となる。

【注】

『診療情報の提供等に関する指針の策定について』別添 抜粋  
(平成15年9月12日付け医政発第0912001号厚生労働省医政局長通知)

2 定義

「診療情報」とは、診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について医療従事者が知り得た情報をいう。

「診療記録」とは、診療録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約その他の診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録をいう。

「診療情報の提供」とは、口頭による説明、説明文書の交付、診療記録の開示等具体的な状況に即した適切な方法により、患者等に対して診療情報を提供することをいう。

「診療記録の開示」とは、患者等の求めに応じ、診療記録を閲覧に供すること又は診療記録の写しを交付することをいう。

3 診療情報の提供に関する一般原則

医療従事者等は、患者等にとって理解を得やすいように、懇切丁寧に診療情報を提供するよう努めなければならない。

診療情報の提供は、口頭による説明、説明文書の交付、診療記録の開示等具体的な状況に即した適切な方法により行われなければならない。

4 医療従事者の守秘義務

医療従事者は、患者の同意を得ずに、患者以外の者に対して診療情報の提供を行うことは、医療従事者の守秘義務に反し、法律上の規定がある場合を除き認められないことに留意しなければならない。

7 診療記録の開示

(1) 診療記録の開示に関する原則

医療従事者等は、患者が患者の診療記録の開示を求めた場合には、原則としてこれに応じなければならない。

診療記録の開示の際、患者等が補足的な説明を求めたときは、医療従事者等は、できる限り速やかにこれに応じなければならない。この場合にあっては、担当の医師等が説明を行うことが望ましい。

8 診療情報の提供を拒み得る場合（一部説明省略）

医療従事者等は、診療情報の提供が次に掲げる事由に該当する場合には、診療情報の提供の全部又は一部を提供しないことができる。

診療情報の提供が、第三者の利益を害するおそれがあるとき

診療情報の提供が、患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき

医療従事者等は、診療記録の開示の申立ての全部又は一部を拒む場合には、原則として、申立人に対して文書によりその理由を示さなければならない。また、苦情処理の体制についても併せて説明しなければならない。